

第3章 基本理念と基本目標

3-1 基本理念

本市では、平成16年度に策定した第1次計画以来、「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を基本理念に掲げ、町内福祉委員会とそれを支援する地区社協を中心に身近な地域における地域福祉を推進してきました。この基本理念には、「みんなで力を合わせて、誰もが自分らしく安心して暮らしていける地域社会づくりを推進していこう」という思いが込められています。

この基本理念は、本市が目指すべき福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表現しており、その趣旨は現在においても変わっていないことから、本計画においても引き続き踏襲します。



大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪



基本理念に込めた思い

この基本理念には、住民一人ひとり、誰もが生きる力を備えた存在であり、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていける地域社会づくりを推進する思いが込められています。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすには、まず自分でできることを考え、行動することが重要です。

しかし、人はひとりで生きているのではなく、誰もが支え合いの中で暮らしています。私たちの生活は、多くの人や事業者などが関わることで成り立っています。そのため、これからの地域福祉の推進には市や市社協だけでなく、住民や地区社協、ボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなど、すべての人々が地域福祉の担い手となり協働することが必要です。

また、介護保険など福祉サービスが充実した現在においても、公助のみですべての課題を解決することは不可能です。住民や地区社協、ボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなどと市、市社協みんなで力を合わせ、公助と、住民による自助、共助といった福祉活動が連携することが必要です。

それに加えて、その人自らが本来持っている力を引き出していくという、エンパワメントの視点を持ち、自助の力を引き出すことで、さらに大きな福祉の輪、地域の輪を創り出すことができます。

3-2 推進テーマ

本計画では基本理念を実現するために、次のような推進テーマを掲げ、今後の5か年において地域福祉を推進します。

相談してみよう お願いしてみよう お互いさまの地域づくり

推進テーマに込めた思い

(1) 住民が主体的に地域で支え合う「共助」の再構築

従来、地域における多様な課題については、お互いさまという相互扶助の考え方によって住民自らが対応してきました。しかし、核家族化の進行など家族形態の変容と地域のつながりが希薄化する中で、従来は家庭内や地域内で行われていた機能の多くが支えきれなくなり、福祉事業者や市による公的な福祉サービスがそれを担うようになりました。

その結果、分野ごとの公的なサービスが整備され、質、量ともに充実しましたが、公的サービスが充実しても、対応しきれない多様なニーズが存在しています。

誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会を築くには、一人ひとりの生活の質(QOL)の向上を実現するための公的サービスの充実に加えて、お互いさまの気持ちに基づき、住民が主体的に地域で支え合う「共助」を再構築する必要があります。

そのため、本市ではこれまで町内会の区域での町内福祉委員会の設立、活動の支援を行ってきました。町内福祉委員会では、町内福祉活動計画を策定し、小地域福祉活動を地域の実情に合わせて組織的、計画的に進めることによって「共助」を浸透させてきました。

(2) 小地域福祉活動の推進と担い手の発掘、育成

今後は、身近な困りごとが発見しやすい「隣近所、町内会の班・組の区域」において日常的に小地域福祉活動を展開する必要があります。

そのためには、困った人がいたら積極的に手助けを行う担い手を発掘することが必要であり、こうした人を地域福祉の輪に加えることが重要です。

(3) 民間組織との連携、協働による課題解決型の地域福祉活動の推進

これまで、住民による活動が主体であった地域福祉活動を、在宅介護支援センターなどの専門機関、福祉サービスを提供する福祉事業者やNPOなどの民間組織と町内福祉委員会が連携、協働し、活動を推進することが必要です。

また、見守り活動などを通じ把握した困りごとを、町内福祉委員会では地域の課題として捉え、解決に向けて行動を起こす課題解決型の地域福祉活動を実践することが必要です。

(4) 当事者から支援者への働きかけがしやすい環境づくりの推進

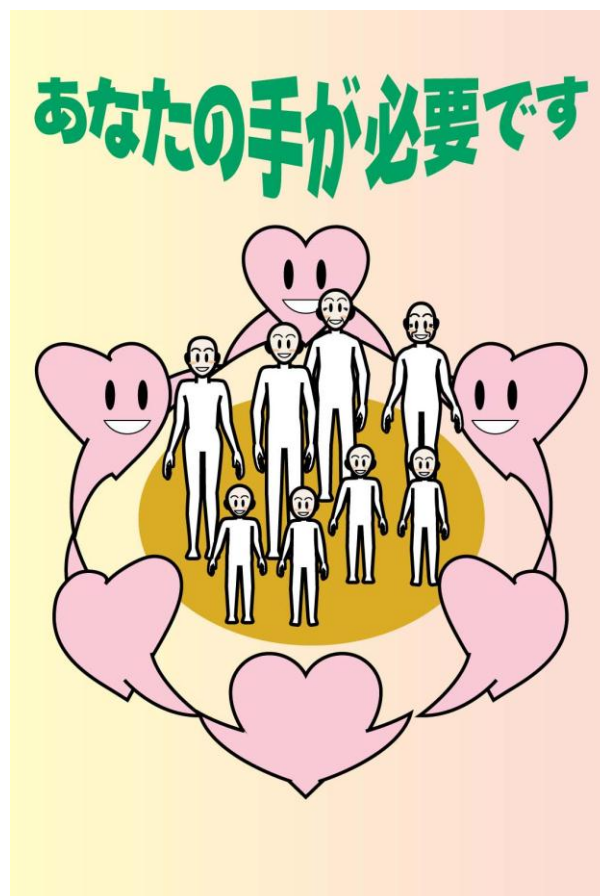
福祉は公的サービスで行うという風潮の中で、自分が何ができるか、という「自助」の視点が忘れられがちな面があります。

「自助」というと、他人の助けを得ずに自力で、あるいは家族の中で問題を解決することと捉えられがちですが、同じような問題を抱えた人同士で支え合う取組みに参加するのも「自助」の一つです。

また、限界まで我慢したり、誰かが何かをしてくれることを黙って待っていたりするのではなく、当事者が支援者に上手に働きかけられること（助けられ上手）も「自助」の概念に含まれます。

なぜなら、共助による地域福祉活動は担い手と受け手の共同作業であり、当事者と支援者が協力することで初めて成り立つものだからです。

したがって、「共助」による地域づくりを進めるには、当事者が自らの問題を支援者に上手に働きかけることができる環境をつくる必要があります。



3-3 基本目標

基本理念、推進テーマを実現するために、次の3つの基本目標を掲げ、各種施策、事業を推進します。

基本目標1

地域まるごと支え合いの仕組みを創ろう

—自助・共助による住民主体のまちづくり—

誰もが住み慣れた地域や家庭で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するには、本人や家族の自助に加え、住民同士が主体的に関わり合う地域づくりが必要です。

このため、町内会や隣近所の小地域福祉活動などの共助の重要性についての啓発をさらに進め、地域での見守り活動やふれあい交流活動などの住民主体の小地域福祉活動がこれまで以上に充実するよう支援します。

また、住民と地区社協や市、市社協、ボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなどとの連携、協働を推進します。さらに、災害時要援護者支援制度の普及や自主防災組織の支援を通じた地域での防災活動の活性化、自主防犯活動、交通安全運動などを推進します。加えて、誰もが可能な限り健康で生きがいのある暮らしを続けられるよう、学習活動や就労機会などの社会参加の機会を充実します。

これらを行うことによって、地域まるごと支え合いの仕組みの構築を目指します。

基本目標2

地域福祉の取組みを支援する施策を充実させよう

—地域福祉活動を支えるひとと活動の拠点づくり—

地域福祉活動を推進するには、地域福祉に対する理解の浸透と地域福祉活動を担う人材の育成が必要です。また、住民やボランティアなどの自発的な取組みに加え、地域福祉活動に取り組む機会や活動拠点の提供、活動資金の支援など、市や市社協、地区社協による支援も必要です。

このため、福祉教育やボランティア等の養成講座の開催を通じて、子どもから高齢者まですべての住民が関心を持ってボランティア活動や地域福祉活動に参加する地域社会を目指します。

また、多くの住民が地域福祉活動に取り組めるよう、その拠点となる施設や活動の支援を進めます。さらに、高齢者や障害のある人などの当事者についても、福祉サービスの対象として捉えるだけでなく、地域福祉活動を担う主体として捉え、その支援を進めます。

これらを行うことにより、地域福祉の取組みを支援する施策の充実を目指します。

基本目標 3

暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

ーわかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくりー

支援が必要になっても、地域で安心して暮らし続けるには、自助や共助に加えて、必要なときに、公助による専門的なサービスが円滑かつ適切に受けられることが必要です。

このため、個々の生活や身体等の状況に応じたサービスが利用できるよう、わかりやすい情報の提供ときめ細かな相談体制の充実を図ります。

また、ニーズに応じた公的なサービスが提供できるようサービスの量と質の確保と、保健、医療、福祉の連携強化に努めます。さらに、社会保障制度の適正な運用など、暮らしを支えるサービスや制度などの充実と適正化を図ります。加えて、公共施設等のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入を推進し、住みよい生活環境の整備や移動制約者の社会参加を促すとともに、公共施設を利用しやすくするため、移動、外出支援の充実を図ります。

これらを行うことによって、暮らしを支える多様なサービスの充実を目指します。



3-4 施策の体系

施策の体系と主な内容は次のとおりです。

基本理念

大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪

推進テーマ

**相談してみよう お願いしてみよう
お互いさまの地域づくり**

基本目標 1 地域まるごと支え合いの仕組みを創ろう

—自助・共助による住民主体のまちづくり—

基本施策

- 1-1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進
- 1-2 地域における連携と協働の推進
- 1-3 地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進
- 1-4 生きがいと社会参加の創出

基本目標 2 地域福祉の取組みを支援する施策を充実させよう

—地域福祉活動を支えるひとと活動の拠点づくり—

基本施策

- 2-1 福祉のこころの醸成
- 2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援
- 2-3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援
- 2-4 地域福祉活動を支える拠点機能の整備

基本目標 3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

—わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり—

基本施策

- 3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供
- 3-2 きめ細かな相談支援体制の確立
- 3-3 公的な福祉サービスの充実
- 3-4 セーフティネットの整備
- 3-5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化
- 3-6 高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実

3-5 重点施策

本計画では、本市における地域福祉の主要課題として掲げた地域コミュニティの変容による高齢者などの孤立化に対応するため、福祉事業者等も含めた小地域福祉活動や相談支援体制の充実を図ることから、次の4項目を重点施策として定め、効果的に事業を推進します。

重点施策1 地域での見守り活動の強化

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴って、介護を必要とする人をはじめ、日常生活を送る上で様々な困りごとを抱えた高齢者や障害のある人などの支援が必要な人が増加しつつあります。本市においても孤立死の発生や住民同士の関係の希薄化が懸念されています。

こうした状況に対応するため、本市では、平成23～24年度の2か年をかけて16町内福祉員会を対象に「地域見守り活動モデル事業」を実施し、平成25年度からは、すべての町内福祉委員会（75町内福祉委員会）への地域見守り活動の展開を目指して、「地域見守り活動推進事業」を実施しています。

地域の見守り活動の充実には、町内会の区域（第1次福祉圏域）よりも身近な圏域である隣近所（単位福祉圏域）における日ごろの見守りと支え合いを促進する必要があります。また、推進テーマで掲げたように、高齢者や障害のある人などの当事者が支援者に対して上手に働きかけをしたり、支援者が積極的に手助けを行うことができる「お互いさま」の地域づくりを進めることが重要です。さらに、こうした住民による見守り活動と市や市社協、地区社協、在宅介護支援センター、地域包括支援センターなどの関係機関との連携をより強化することによって、公的な支援が必要な要援護者等を専門的な機関につなげる必要があります。

そこで、次に示す（1）から（3）までの事項の推進を通じて、多種多様な支え合いによる地域での見守り活動を促進します。

（1）身近な地域における見守りと支え合いを促進します

サロンなどの住民が集う機会を通じて見守りを行う居場所提供型の見守り活動と、民生委員や町内福祉委員会、隣近所の住民等による見守りや高齢者孤立防止事業（福祉電話や老人クラブによる友愛訪問、乳酸菌飲料宅配等）などの訪問型の見守り活動を促進します。

また、このような隣近所の身近な地域における日ごろの見守りや支え合いの活動を通じて、支援が必要な人の困りごとや生活課題を日常的に把握することができるお互いの顔が見える関係づくりを進めます。

(2) 高齢者以外の支援が必要な人への地域の見守り活動を促進します

福祉事業者等に協力を求めるなど町内福祉委員会と多様な社会資源が連携し、高齢者以外にも支援が必要な人に対しても、地域の見守り活動を促進します。

(3) 課題解決に向けて地域と専門機関との連携を強化します

見守り活動を行う町内福祉委員会と市や市社協、地区社協、在宅介護支援センター、地域包括支援センターなどの関係機関との連携を強化します。

また、身近な地域における見守り活動を通じて様々な困りごとを抱えた人を把握するとともに、こうした人に対して、公的な福祉サービスとサービスの対象とならない生活支援などの個別課題の解決方策や情報共有を図るため、福祉等の専門機関と町内福祉委員会が連携して対応するためのケース検討会議を実施する体制を整備します。

主な事業

事業名	事業コード (掲載ページ)
1 地域見守り活動推進事業	1-1-(3)-①P56
2 福祉マップ作成の支援	1-1-(3)-②P56
3 民生委員による安否確認、見守りの推進	1-1-(3)-③P56
4 地域でのサロンの開催支援	1-1-(3)-⑤P57
5 町内福祉委員会と連携したケース検討会議の実施	1-2-(1)-②P61
6 福祉事業者、関係団体等の交流会事業【新規】	1-2-(2)-②P61
7 高齢者孤立防止事業の推進	3-4-(4)-①P104
8 地域ケア体制の推進	3-5-(2)-①P108



重点施策2**町内福祉委員会及び地区社協の活動支援**

本市では、概ね中学校区ごとに地区社協を設立し、コミュニティワーカーを配置して、町内会を区域とする町内福祉委員会の設立を働きかけることによって、概ねすべての町内で小地域福祉活動が進められています。

しかし、町内会規模や都市化による地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化などの地域特性により活動の状況は様々であり、地域の情報を整理する福祉マップを作成していないなど、日ごろの見守り活動を行う体制が十分ではない町内福祉委員会もあります。

困りごとや生活課題を抱えている人を早期に発見し、支援を迅速かつきめ細かに実施するには、身近な隣近所（単位福祉圏域）における日常的な支え合いを町内福祉委員会として組織的に推進するとともに、市内全域への展開が必要です。

そこで、次に示す（１）と（２）の事項の推進を通じて、町内福祉委員会及び地区社協の活動を支援します。

（１）町内福祉委員会の活動を支援します

隣近所における日常的な支え合いを推進するため、町内会を区域とする町内福祉委員会の重要性を啓発するとともに活動を支援します。

そのため、各地区社協の地域福祉活動勉強会や地域福祉活動助成事業など、町内福祉委員会に対する支援を継続します。また、隣近所における日ごろの見守り活動を展開するため、地域の情報を整理する福祉マップの作成を町内福祉委員会に働きかけます。

（２）町内福祉委員会を支援する地区社協の事業を充実します

町内福祉委員会による小地域福祉活動を促進するため、町内福祉委員会を支援する役割を担う地区社協の事業及び組織体制の充実を図ります。

主な事業

事業名	事業コード(掲載ページ)
町内福祉委員会全体研修会開催事業	1-1-(1)-②P54
地区社協地域福祉活動勉強会開催事業	1-1-(1)-③P54
町内福祉委員会の設立と組織体制の充実支援	1-1-(2)-①P55
町内福祉活動計画の策定と進行管理の支援	1-1-(2)-②P55
福祉マップ作成の支援	1-1-(3)-②P56
地域福祉活動助成事業	1-1-(4)-①P58
地区社協事業の充実	1-1-(5)-①P59
地区社協の組織体制の充実	1-1-(5)-②P59

重点施策3**地域福祉を担うひとづくりと連携の強化**

地域福祉は、住民が自らの生活基盤である地域社会での多様な生活課題やそれに対応するサービスの現状や果たすべき役割を自らの問題として認識し、インフォーマルサービスの担い手としても活動するなど、地域全体で取り組むことが必要です。このため、地域福祉活動を推進するには、担い手を発掘、養成することが必要です。

また、地域の見守り活動から発見される専門的で多様な課題に対応するには、住民を地域福祉の担い手と位置づけるとともに、福祉事業者やNPO、当事者団体なども地域福祉活動の担い手として捉え、町内福祉委員会との連携や協働を進めることによって、多様な団体が担い手として関わる地域福祉活動に発展させることも重要です。

そこで、次に示す(1)から(3)までの事項の推進を通じて、地域福祉を担うひとづくりと連携の強化を図ります。

(1) 講演会や講座等を通じた人材育成とボランティア団体等の活動を支援します

福祉講演会や福祉講座等を引き続き開催するなど、日ごろの地域での見守り活動等の担い手となる人材を発掘します。また、各種ボランティア講座を充実することによって、地域福祉活動を担うボランティアの養成を図るとともに、ボランティア団体を活動資金面で支援する助成事業を実施します。

(2) セルフヘルプの取組みを進める当事者団体の結成を支援します

同じような悩みや問題を抱える人同士で、自らの体験に基づき同じ悩みを抱える人の相談に応じ、問題の解決を図るピアカウンセリングなどのセルフヘルプの取組みが自助の一つとして重要であることから、新たな当事者団体の結成などを支援します。

(3) 多様な団体等の連携、協働を促進します

交流会の開催等を通じて、福祉関係団体やNPO、当事者団体、町内福祉委員会が相互に連携し、協働による地域福祉活動を促進します。

主な事業

事業名	事業コード(掲載ページ)
福祉事業者、関係団体等の交流会事業【新規】	1-2-(2)-②P61
地区社協事業を通じた福祉学習の充実	2-1-(1)-④P75
福祉学習実施校助成事業	2-1-(2)-①P75
ボランティア体験プログラム	2-2-(1)-⑥P79
各種ボランティア等の養成講座の充実	2-2-(2)-①P80
ボランティア活動等助成事業【新規】	2-2-(3)-⑥P81
新たな当事者団体の育成【新規】	2-3-(2)-④P85

重点施策4

災害時要援護者の支援体制の強化

東日本大震の犠牲者のうち、65歳以上の高齢者の割合は約6割でした。また、障害のある人の死亡率は、住民全体の約2倍でした。

本市では、南海トラフ巨大地震に伴う大規模災害が懸念されていることから、災害時要援護者支援制度の効果的な運用が重要となります。

そのため、地域支援者の確認や選任など災害時要援護者登録台帳の更新や地域の自主防災訓練時に安否確認訓練や避難訓練などの実施を働きかけることが必要です。

災害時に災害時要援護支援制度を機能させるには、こうした平常時における備えや日ごろの見守り活動等の取組みを強化するとともに、市内全域に展開することが必要です。

そこで、次に示す(1)と(2)の事項の推進を通じて、災害時要援護者の支援体制を強化します。

(1) 災害時要援護者支援制度が円滑に機能するよう効果的に運用します

災害が発生したときに災害時要援護者支援制度が機能し、制度の目的が達成できるよう、登録者の拡大と地域支援者の見直し、登録台帳の定期的な更新を進めます。また、要援護者が参加した安否確認や避難訓練を行う防災訓練等の実施を支援します。

この取組みにより、要援護者と地域支援者をはじめとした住民同士の顔の見える関係づくりを促進します。

(2) 災害時要援護者支援制度の情報を日ごろの見守り活動や緊急時に活かします

災害時要援護者支援制度の情報を日ごろの見守り活動や避難体制づくりに活用します。また、怪我や病気など緊急時に要援護者に関する情報を救急隊員に伝えるため、登録者に配布した救急医療情報キットが効果的に活用されるように努めます。

主な事業

事業名	事業コード(掲載ページ)
1 地域見守り活動推進事業	1-1-(3)-①P56
2 福祉マップ作成の支援	1-1-(3)-②P56
3 地域防災訓練の支援(自主防災組織支援事業)	1-3-(1)-①P64
4 災害時要援護者支援制度の啓発と登録者の拡大	1-3-(4)-①P67
5 災害時要援護者支援制度の効果的運用事業	1-3-(4)-②P67